

「栃木県高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて

栃木県高等学校就職問題検討会議において、県内の高校生の応募・推薦について以下のとおり申し合わせを行うこととする。

高等学校から求人者への応募・推薦方法について、推薦開始の時点（9月5日）では1人1社とし、10月1日以降は、1人2社までの複数応募を可能とする。

この申し合わせ事項について、県内の事業主・学校関係者・生徒及び保護者に対し、あらゆる機会を利用し周知していくものとする。

令和8（2026）年2月26日

栃木県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人 栃木県経営者協会
一般社団法人 栃木県商工会議所連合会
栃木県商工会連合会
栃木県中小企業団体中央会
栃木県高等学校長会
栃木県高等学校教育研究会進路指導部会
栃木県産業労働観光部
栃木県教育委員会事務局
栃木県経営管理部
栃木労働局

高等学校卒業予定者の採用選考の時期等には全国的なルールがありますので、大学等卒業予定者や中途採用者とは異なった取り扱いをしております。
ご理解の上、適切な選考をお願いいたします。

栃木県高等学校就職問題検討会議の申し合わせに係る 推薦・応募・選考の具体的な取扱いについて

1. 申し合わせ事項の具体的な取扱い

(1) 企業の取扱い

- ①全ての高卒求人申込みについて、複数応募による応募が可能か否かの意向を示すこととする。具体的には、求人申込書（高卒）の「複数応募」の箇所にその可・否を記入することとする。
- ②選考日については、早期に計画し、速やかに学校に対して連絡するよう努めることとする。

(2) 高等学校の取扱い

- ①10月1日時点で未内定の生徒については、次の応募から1人2社まで同時に応募できることとする。
* 9月30日以前に応募した選考が終了していない生徒についても、10月1日から複数応募を可能とする。なお、10月1日については、採用試験開始日とする。
- ②生徒の複数応募にあたっては、各企業との連絡を密にし、選考日の日程調整を図るものとする。
- ③複数応募を「不可」とする企業へ応募した生徒については、その選考結果が出されるまでは、他の企業へは応募できないこととする。

2. 採用選考について

- (1) 選考に使用する応募書類は、「全国高等学校統一用紙」（履歴書・調査書）のみとし、企業は他の書類の提出を求めないこととする。
- (2) 履歴書の作成方法については、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとし、企業は求人申込書（高卒）に作成方法について明記することとする。
- (3) 応募書類の作成方法による採用選考の不利益な取扱いを行わないこととする。
- (4) 選考の判定の材料を得ることを目的とした適性検査等（Webでの実施を含む）については、選考開始の9月16日以降に実施することとし、当該検査等を選考開始日以降に実施する場合であっても、学校側の負担を考慮し、求人者の責任で実施すること。

3. 選考結果及び採用内定に関する取扱いについて

(1) 企業の取扱い

- ①企業の選考結果連絡については、選考後概ね7日以内に学校長を通じ、応募生徒本人に通知するものとする。
- ②複数応募を行った生徒へ採用内定を行った場合には、他の応募先企業からの選考結果連絡待ちも予想されることから、生徒の意思決定に検討期間を与えるものとする。

(2) 高等学校の取扱い

- ①内定通知を得た生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡することとする。
- ②複数応募を行った生徒が複数内定を得た場合には、早期に学校を通じて企業側に内定承諾または内定辞退の意思表示を行うものとする。
- ③内定を承諾した生徒については、他の企業へは応募できないこととする。